

第14号議案

令和4年度京都府病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	256床
(2) 年間延べ患者数	
入 院	53,655人
外 来	37,908人
(3) 一日平均患者数	
入 院	147人
外 来	156人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	2,627,284千円
第1項 医業収益	1,717,327千円
第2項 医業外収益	909,907千円
第3項 特別利益	50千円

支 出

第 1 款	病 院 事 業 費 用	2, 628, 391千円
第 1 項	医 業 費 用	2, 619, 422千円
第 2 項	医 業 外 費 用	7, 812千円
第 3 項	特 別 損 失	1, 057千円
第 4 項	予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 29, 169千円は、過年度分損益勘定留保資金 29, 169千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	124, 406千円
第 1 項	企 業 債	119, 000千円
第 2 項	国 庫 補 助 金	5, 406千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	153, 575千円
第 1 項	建 設 改 良 費	120, 699千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	32, 876千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度洛南病院建替整備事業費	令和4年度から令和7年度まで	5,435,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------|---|
| 起債の目的 | 施設設備整備資金に充てるため。 |
| 限度額 | 119,000千円 |
| 起債の方法 | 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） |
| 利率 | 年10.0%以内 |
| 償還の方法 | (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。
(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	1,844,041千円
-------	-------------

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、898,351千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、230,429千円と定める。

令和4年2月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊